

## 年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎ 76 - 2151 内線 222、223

### ▼厚生年金等を喪失した方へ

会社を退職された方は、厚生年金等の加入資格がなくなります。

そのため次のとおり資格の変更手続きが必要となります。

#### ○本人（60歳未満）

現在 2号（厚生年金等）

⇒ 1号（国民年金）被保険者に変更です。

#### ○扶養配偶者（60歳未満）

現在 3号被保険者

⇒ 1号被保険者に種別変更です。

### ▼必ず届出をしてください

手続きに必要な書類は次のとおりです。

①退職年月日がわかるもの（離職票等）

②年金手帳 ③印鑑

これらを持参し、役場戸籍年金担当の窓口または北見年金事務所に届出をしてください。

国民年金保険料の免除申請をされる方は、離職票または雇用保険受給資格者証等が必要になります。

この届出がされないと将来の年金受給資格を失う場合もあります。忘れずに届出をしてください。

## 年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を！

平成29年中に国民年金保険料を納付した方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られます。

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告や年末調整の際には、「控除証明書」や領収書の添付が必要となりますので、大切に保管してください。

国民年金保険料を納付した期間	「控除証明書」が送られてくる時期
平成29年1月1日から9月30日までの間に納付された方	11月上旬
平成29年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて納付された方	平成30年2月上旬

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までに納めた場合は、その分も控除の対象となります。控除証明書と一緒に納付した保険料の領収書を添付してください。なお、世帯主または生計を同じくしている配偶者その他の親族の国民年金保険料を納めた場合は、納付した人がその保険料の控除を受けられます。

お問い合わせ先の名称 『ねんきん加入者ダイヤル』

☎ 0570 - 003 - 004 (ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合は☎03 - 6630 - 2525

《受付期間》 平成29年11月1日(水)～平成30年3月15日(木)

《受付時間》 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

\*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

\*「03 - 6630 - 2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

## 津別町青年活動プロジェクト『and』活動報告 No.7

年間通して町内の青年たちが集い、話し合い、交流し、いろんな活動を展開しています

### \*上半期お誕生会開催！！

メンバー間の交流を目的に、4月～5月のお誕生日のメンバーの『上半期お誕生会』を行ないました！

焼肉を囲み、ミニゲームを行ないながらプレゼントの交換をしました。普段顔を合わせる機会の多いメンバーはもちろん、頻りに会えないメンバーとの交流も深まりました。

みんなの絆を深めながら、現在、下半期の活動に向けて頭を悩ませながら画策中です。これからの活動に乞うご期待！！

Facebookを  
チェック



### 新メンバー募集中！

問い合わせ先

中央公民館生涯学習課 ☎ 76 - 2713



## ～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 限度額適用・標準負担額減額認定証はお持ちですか

### ■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)について(色は「ピンク色」です)

後期高齢者医療制度では、入院などで医療費が高額となった場合、過度な負担とならないよう下記に該当する方へ減額認定証を発行しています。対象となる方で減額認定証をお持ちでない方は、役場後期高齢者医療担当窓口⑨番へ申請してください(持ち物:印かん、マイナンバーカード ※住民税課税世帯の方は手続き不要です)。

▼減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で『区分Ⅰ』に該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

入院の場合  
区分Ⅱに食事代も  
軽減されます



《長期にご自宅を離れる方へのお願い》

後期高齢者医療担当より通知等を発送した際、本人の手元に届かない場合があります。長期に家を空ける方は、下記までご一報ください。

問い合わせ先 保健福祉課 後期高齢者医療担当 ☎ 76 - 2151 (内線 229)

## 11月9日は『119番の日』です

### 《119番通報のポイント》

「あわてず・落ち着いて・正確に」次の内容を通報して下さい

通信指令室

119番通報を受理

消防署ですか？ 火事ですか？ 救急ですか？

通報者

「火事(救急)です」

通信指令室

美幌町ですか？ 津別町ですか？

通報者

「津別町です」

通信指令室

名前と住所を教えてください。

通報者

「消防太郎という家です」「住所は、〇〇町〇番地です」

※隣の住宅名や近くの目標物をお聞きすることがあります。

通信指令室

何が燃えていますか？ 誰がどうしましたか？

通報者

「家が燃えています」「交通事故で怪我人がいます」など

通信指令室

逃げ遅れた人はいませんか？ 怪我人は何名で、怪我はどの程度ですか？

分かりました。消防車(救急車)がすぐに出動します。

※最後に通報者の氏名・電話番号をお聞きします。



◎119番通報を受理し、火事が救急か・発生場所・大まかな内容がわかればすぐに消防車(救急車)が出動します。出動後に必要な情報をお聞きしますので、「いいから早く来い!」と言ったり途中で電話を切ったりせず、通信指令員の質問に最後まで落ち着いてお答えください。ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 津別消防署 ☎ 76 - 2189